

新型コロナウイルス感染症の影響等により
家計が急変した世帯への就学援助のご案内

三鷹市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、経済的に困りの世帯が就学援助制度を利用できるよう、対象者の拡充を行いました。

失業や休業により家計が急変して経済的に困りの場合には、就学援助費を受給できる可能性がありますので、以下の内容をご確認のうえ申請してください。

1 新たに就学援助の対象となるかた

新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、経済的に困りの世帯

2 申請に必要な書類((1)と(2)は必須、(3)~(5)は当てはまるもの)

(1) 就学援助費認定申請書および申立書

三鷹市ホームページ(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/087/087513.html)や各学校の事務室で入手することができます(いずれも難しい場合には学務課までご相談ください)。

(2) 申請者(保護者)のマイナンバー番号確認書類

(3) 令和2年3月以降の連続する3か月分(任意)の収入状況がわかるもの(世帯全員分)

例 給与明細や売上帳簿等(世帯全員分について、同一期間のものを提出してください。)

提出された書類をもとに、令和2年中の年間収入見込額を算出し、審査を行います。

※9月以降に申請する場合は、申請月から直近3か月分の収入状況がわかるものを提出してください。

(4) 失業や休業の状況がわかるもの

例 退職証明、離職票、雇用保険受給者証、傷病手当金の支給通知等

① 事由発生日が令和2年8月末日までの場合

ア 本人の上記に掲げる書類

イ 本人以外の世帯全員について、事由発生日を含む連続した3か月分の収入状況がわかるもの

② 事由発生日が令和2年9月以降の場合

(4)①に掲げる書類に加え、事由発生日を含む連続した3か月分の本人の収入状況がわかるもの

(5) 売上げの減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明するもの

例 持続化給付金、緊急小口資金、総合支援資金等

ただし、同一世帯内に給与所得者等がいる場合には、(3)に掲げる書類をあわせて提出してください。

※(3)~(5)については、いずれも書類の写しを提出してください。

3 提出期限 令和2年8月31日(月)

※令和2年8月中に申請し、認定された場合には、令和2年4月分から就学援助費を受給することができます。9月以降も申請は受付していますが、認定された場合、申請月からの受給となります。

4 提出及び問い合わせ先

教育委員会学務課の窓口もしくは郵送

三鷹市教育委員会事務局学務課学務係(三鷹市教育センター1階)

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目 11 番7号

電話 0422-45-1151(内線 3232~3234)

5 令和2年度就学援助対象費目一覧

対象品目	小学生		中学生	
	学年	支給額(年)	学年	支給額(年)
学用品費	全学年	11,630 円	全学年	22,730 円
通学用具費	2~6	2,270 円	2~3	2,270 円
新入学学用品費(注1)	1	51,060 円	1	60,000 円
校外活動費(日帰り・宿泊(年1回))	全学年	実費	全学年	実費
修学旅行費				実費
体育実技用具費(柔道着のみ)			全学年	2,000 円上限
学校給食費	全学年	実費	全学年	実費
医療費(学校保健法で認められた病気の治療費)	全学年	実費	全学年	実費

(注1)新入学学用品費については4月1日認定者のみ支給対象となります。なお、すでに他の自治体で受給済みの場合や、前年度に新入学準備金として受給している場合は支給対象外となります。

6 注意事項

- ① 令和2年度当初の就学援助審査結果が、「否認定」になったかたでも「家計が急変した世帯」として再度申請することができます(令和2年度就学援助申請書を提出済みの場合は申請書の提出は不要です。申立書と家計が急変したことがわかる書類をご提出ください)。
- ② 令和2年9月以降に申請書の提出があった場合は、申請のあった月から審査対象となりますので、予めご注意ください。
- ③ 今回の申請の案内は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計が急変した世帯への就学援助のご案内です。次年度以降は、従前の申請方法となります。
- ④ すでに令和2年度の就学援助費認定通知書をお持ちの場合は、申請不要です。